

建設環境常任委員会会議記録（概要）

平成29年6月14日（水）

開 会 （午前9時0分）

（委員長あいさつ）

（副委員長あいさつ）

（執行部の部長職、次長職職員の自己紹介）

（委員のあいさつ）

（執行部の課長職職員の自己紹介）

（席次の決定）別紙1のとおり

入沢委員長

執行部より議案第46号及び議案第50号に関する追加資料が提出されましたので、書記に配付させます。この資料については、後ほど委員以外の議員にも配付することによろしいか。

（委員了承）

入沢委員長

またこの資料を傍聴者にも配付し、回収することによろしいか。

（委員了承）

石本委員

議案第46号及び議案第50号について現地調査を行っていただきたい。

松本委員

現地調査を行う理由を伺いたい。

石本委員

この道路の廃止と認定は所沢の土地区画整理事業に関わっているもの

だから、現地を確認させていただきたい。

入沢委員長

議案第46号「市道路線の認定について」及び議案第50号「市道路線の廃止について」現地調査を行うこととしてよろしいか。

(委員了承)

休 憩 (午前9時13分)

(※休憩中に議案第46号及び議案第50号について現地調査を行う。)

再 開 (午前10時16分)

【議 事】

○議案第42号「所沢市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

桑島委員

これは約4年前に道路構造令を条例化するというのでつくられたと思うが、これは県の準則みたいなものがある、それに基づいてつくられているものか。

池田建設総務
課長

国の省令や県の条例に従ってつくっております。

桑島委員

何を追加するのか改めて伺いたい。

池田建設総務
課長

標識につきましては追加するものはございません。国が高速道路番号の標識を新設したことによりまして、標識自体の番号も追加されたので、他の標識の番号がずれたことに伴いまして、条例をそれに整合させるために改正するものです。

桑島委員

結局、その新しくなった番号は所沢市の場合はないので、それは引用先

がないから、国の法律が項ずれしたので引用部分がずれただけか。

池田建設総務
課長 そのとおりでございます。

松本委員 市内の看板でナンバーを入れなければならないものはいくつあるのか。

池田建設総務
課長 約15カ所、対象となる看板があることを把握しております。

荒川委員 政令や省令が変わったことは聞いたことがあるが、命令というのは初めて聞いた。これは他にもあるのか。

池田建設総務
課長 法律の名称が命令ということでございます。

石本委員 確認だが、議案資料ナンバー1、74ページを見ると標識がでている。こういう駐車するマークとかは、条例をつくっているということは、新たにつくるが必要になったら、市の負担で看板をつくるのか。

池田建設総務
課長 そのとおりでございます。

石本委員

伺いたいのは、駐車ができるとか、普通の道路の標識と違って、こういう権限というのは市に付与されているのか。

池田建設総務
課長

そのとおりでございます。こちらにつきましては案内標識と警戒標識は市が道路管理者として設置することができます。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第42号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第46号「市道路線の認定について」

○議案第50号「市道路線の廃止について」

入沢委員長

議案第46号及び議案第50号については、一括議題とし、一括審査としてよろしいか。

(委員了承)

【補足説明】なし

【質 疑】

石本委員

確認だが、現地で見たあの道は標識を見ると一方通行になっている。駅の方から地図でいうと右から左に。今度、廃道になるが一方通行の規制と
いうのは変わらないのか。

池田建設総務
課長

そのまま一方通行が継続されることとなります。

石本委員

今度、逆に廃道する部分がある。今すぐこの道路ができるわけではない。確認だが、今はここからここまで行くから一方通行が成立するが、ここが廃道になれば、ここからここまでは一方通行という認識でよいか。

池田建設総務
課長

そのとおりでございます。

石本委員

そうすると、どうやって入っていくのか。

池田建設総務
課長

こちらの資料で御説明いたしますと、こちらに道路が付け替えられましたら、こちらを通過して入っていただくこととなります。廃止されましても、付け替えができるまで、道路ができるのは7月下旬から8月上旬と聞いておりますので、その間につきましては、こちらを御利用していただくこととなります。

石本委員

そうすると、それまでは廃道しないということでしょうか。

池田建設総務
課長

道路法上は廃止となりますが、道自体は通れるようになっております。

石本委員

道路が実体的に残っているのはわかった。交通規制をかけていて、道路は実態があるから、そのまま一方通行で成立するという認識でよろしいか。

池田建設総務
課長

廃止いたしますと、交通規制がかからなくなりますので、何らかの形で、所沢駅西口区画整理事務所で自主規制と言いましょうか、案内をしていくこととなります。

石本委員

道路の認定は廃止するが、市の土地になるから、ここの通り方は、逆走もやりようによっては可能ということか。例えば、今まではここからここまでしか行けないが、考え方を換えれば、ここからこっち向きにできるということか。

池田建設総務
課長

可能性としてはありますが、逆走しないようお願いしていくことになります。

石本委員

昨日、末吉議員が嶋村部長に質疑して、事故が発生した時に、認定と廃道が確定した後、どうなるのかと聞いたら、部長からこの道路に関しては道路の管理者として責任が発生し、区画整理事務所の保険で対応しますとの答弁があった。地元の人にはわかるが、私は今日初めて行った道だったわけで、わからなくて、ここを通過して行ったときの規制はできるのか。

池田建設総務
課長

一方通行である旨を周知するなど、案内していくこととなります。

石本委員

逆の考え方とすれば、この道が1カ月後くらいにできるが、それまで廃道しないという考え方はあるのか。

池田建設総務
課長

こちらについては7月になりましたら建築確認の申請手続きの関係で、
現道があると手続きができないということで、今回の廃止をお願いしてい
るところであります。

桑島委員

市道を廃道した時点で、警察力が及ばなくなるという理解でよいか。
公権力の介入ができない状態にあるということか。

池田建設総務
課長

そのとおりでございます。

桑島委員

民民関係で処理するから、一番良いのは、基本的にここの通行に関して
は原則禁止にすればよいと思う。つまりプライベートプロパティ、私有地
なのだから、進入禁ず、ただし地域の人だけということではできるのか。な
ぜかという、駐車違反をしても切符を切られない。一方通行そのものは
実態としてはないと思うが、わかる人には駐車しても違反切符を切られな
いという状態である。それをどうコントロールするかについてはどう考え
ているか。

池田建設総務
課長

所沢駅西口区画整理事務所と調整をして検討していきたいと考えてお
ります。

桑島委員

これは多分無理だ。置いてある場合には警察が番号から持っている人に、あなた置いてますから気をつけてくださいというようなことを言うが、基本的に警察はそれだけしかできないし、皆さんが自力執行はだめだから、裁判所の手続きがないとレッカー移動はできないわけだ。石本委員の発言はそういう懸念をしている。一方通行そのものはそもそも行政罰しかないが、駐車違反はこんないい場所はばれない方がよい。そこは心配だが所沢駅西口区画整理事務所とだけ話し合っている程度でよいのか。警察協議もした方がよいのではないか。

池田建設総務
課長

こちらの付け替え道路とあわせて、所沢駅西口区画整理事務所で警察と協議しておりますので、質疑があったことを伝えさせていただきます。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第46号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第50号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第47号「市道路線の認定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

桑島委員

ここは開発行為に伴って帰属するということだと思うが、1点はまず開発業者はどこなのか。2点目はここは公共下水道の供用区域になっているか。あと3点目、ガスはどうなっているか。

池田建設総務
課長

案内図2のこぶし町の現場につきましては、開発業者は株式会社住協でございます。案内図3の東所沢二丁目の現場につきましては、開発業者は株式会社住協でございます。案内図4の大字山口の現場につきましては、開発業者は株式会社グローバルキャストでございます。2点目の下水道の関係でございますが、案内図2、3、4全ての現場において下水道は通っております。ガスにつきましては把握しておりません。

桑島委員

案内図2の市道2-1195号線だが、市道2-145号線の道路幅はいくらくらいか。

池田建設総務
課長

4.5mでございます。

桑島委員

となると案内図2のところは4.5mのところから幅員6mのところに入るから、隅切りするのか。

池田建設総務
課長

そのとおりでございます。

桑島委員

案内図2の市道2-1195号線は6mで幅員とっているが、ほかは4.2mでぎりぎりだが、6mとったのは何か理由があるのか。

池田建設総務
課長

開発区域が3,000平米を超えておりますことから、6mでございます。

桑島委員

ということは、これだけを見ると今回一応市道2-1195号線で案内図2で切ってるが将来的にはもう1本入ってくるという計画か。

池田建設総務
課長

そのような計画は把握しておりません。

桑島委員

開発区域は案内図2のところで行くと、ここの破線の部分から左側だけで右側部分というのは今回の開発区域に入っていないということか。

池田建設総務
課長

そのとおりでございます。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第47号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第48号「市道路線の認定について」

○議案第52号「市道路線の廃止について」

入沢委員長

議案第48号及び議案第52号については、一括議題とし、一括審査としてよろしいか。

(委員了承)

【補足説明】なし

【質疑】なし

桑島委員

これは幅員の総延長が約15m短くなるが、これに伴う短くなる分の補償的なものは事業者からあったか。

池田建設総務
課長

市が提供する道路部分の面積が約75平米多くなりますので、その分につきましては売り払いということをお願いしているところでございます。

桑島委員

それはそうだが、これはもともとは市道3-1121号線の新規路線で道を切ってあって、事業者の求めに応じて、クランク状に変えた。まずこの道路認定をやったのはいつか。そのときは結局寄附行為だから、市としては事業者が勝手にやったことだから、道路延長が増えたことに伴って、市から事業者にお金を渡したわけではないと思う。この2点を確認したい。

池田建設総務

こちら市道3-1094号線につきましては平成25年9月に認定を

課長

いただいたところでございます。こちらにつきましては1358番地1の地権者が啓和運輸の倉庫が開発される際に、駐車場としてそのまま利用していたということで、こちらの土地を提供しなかったことから、こういったクランク状になったところでございます。

桑島委員

もともと、その時も議論したかしなかったか記憶がないが、そもそも事業者としてはなんで当時クランク状に土地を切らなければならなかったのか。建築確認のための道路だったのか。

池田建設総務

課長

こちらの道路は、赤道が認定されたものを付け替えられたもので、啓和運輸の倉庫の敷地の地権者と1358番地1の地権者が別でしたので、土地の利用に関する協議が整わなかったということで、こういった形状になったということです。

桑島委員

聞きたいのは結局、1357番地1の事業者にとってはクランク状に道を切るメリットというのはどこにあったのか。

池田建設総務

課長

啓和運輸の倉庫の敷地の地権者が1358番地1の地権者の土地まで入手できなかったということで、こういった形になったと聞いております。

桑島委員

ということは1358番地1の地権者のところの道は道じゃなかった
ということか。つまりクランクに突入する市道3-25号線から、この
クランクにぶつかるところまでの土地というのは、1358番地1の地権
者が個人で所有していた道だったということか。

池田建設総務
課長

道路ではなく、個人が所有していた土地でございます。

桑島委員

整理するとクランク状のところをもともと、どちらかというとも1357
番地1の敷地からまっすぐ赤道が通っていたということか。

池田建設総務
課長

そのとおりでございます。

【意見】なし

【採決】

議案第48号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第52号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第49号「市道路線の認定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

荒川委員

だいぶ前から道路があるが、私道にしておいた理由はあるのか。

池田建設総務
課長

詳しい理由は聞いておりませんが、今回この道路沿いの住民が私道の地主に対して公道化を要望したところ、地権者がそれに同意して、寄附ということになったところでございます。

荒川委員

地主と地権者を分けているが、そののところをもう1回伺いたい。

池田建設総務
課長

寄附が予定されております道路沿いに住まわれている方々の要望が発端となったとのことです。この私道の敷地を持たれているのは地権者1名でありまして、その方が公道化するにあたり地積測量図の提出の必要から、測量して市に寄附しなければならないことから、お金がかかるということで、公道化になかなか理解を示してくれなかったみたいなのですが、道路沿いに住まわれている方々の要望が強くなってきたということで、その要望を受け入れたと聞いております。

桑島委員

何で要望したのか。

池田建設総務
課長

以前、こちらに下水管を入れるとき私道でしたが、最初は公費で入れたらしいのですが、次回管をかえることになった場合は受益者負担ということで、住まわれている方々にご負担いただくというような話が流れたようで、それを不安に思った方々が公道化を求め、私道の地権者にお問い合わせと聞いております。

【意見】なし

【採決】

議案第49号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第51号「市道路線の廃止について」

【補足説明】なし

【質 疑】

桑島委員

開発業者はどこなのか。下水道の供用区域なのか。ガス会社は、プロパンなのか、都市ガスなのか。

池田建設総務
課長

開発業者はグッドフル株式会社です。下水道につきましては入っております。ガスについては把握しておりません。

石本委員

案内図7を見ると、0.9mだから90センチだ。実態的にはこの道は当然90センチでは車とかも入っていけないだろうから、どうなっているのか。

池田建設総務
課長

地主が市道の脇に自分の土地を提供して、舗装して、幅員を広くして、車での通行を可能にしているところがございます。

桑島委員

これは廃道して、金銭でのあれではなくて、いただくということか。どういう形で廃道に伴う補償をいただくことになるのか。

池田建設総務
課長

こちらにつきましては、この後開発が行われますので、開発道路が帰属されることになりまして、その開発道路との交換になります。

桑島委員

この辺の開発道路と今回の廃道との金銭的な評価、その辺はどのような考えか。当然、ただ単に開発行為に帰属して、寄附するものに関しては、いただくものだから、いただければよいと思うが、これは通常、廃道の場合は評価するものではないか。その評価分に比べて、寄附される市道は大きいと判断しているのか。

池田建設総務
課長

寄附される道路の方が面積的に多いものですから交換という形をとらせていただいております。

桑島委員

1番懸念されるのは、内部的にどういうルールで行われているのか聞きたい。もし、開発行為そのものが様々な条件で頓挫した場合、どのような形で、対応していくのか。

池田建設総務
課長

こちらにつきましては開発行為としまして、都市計画法第32条の同意等で協議をさせていただきます、万が一頓挫した場合は、開発業者あるいは地主の負担で廃止をお願いしている道路につきましては原状復帰していただくことになります。

松本委員

何戸か。

池田建設総務

住宅につきましては24戸です。

課長

桑島委員

これは先ほどの地図と縮尺が違うから何とも言えないが、これは3,000平米未満だから4.2mの道路を切っていくことになるのか。これは行き止まり道だが、どちらに切っていくことになるのか。小手指中学校の北東角の部分につなげていくような道になるのか。

池田建設総務
課長

協議いたしました道路は6mの幅員と4.5mの幅員の道路になります。道路につきましては小手指中学校の敷地に沿って北側の途中まで上がりまして、それを東側に向かって、現道につながる形になります。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第51号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

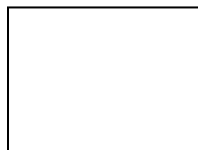
閉会中の継続審査申出の件については、別紙２の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 （午前１０時５４分）

建設環境常任委員会

【第6委員会室】

入沢委員長



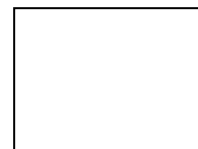
西沢委員



谷口副委員長



松本委員



石本委員



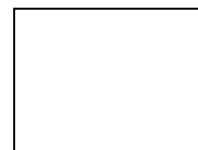
青木委員



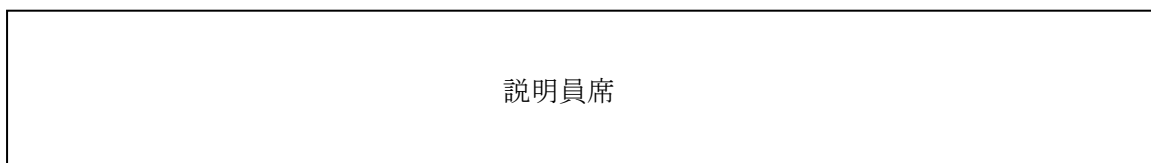
桑島委員



荒川委員



説明員席



特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成29年第2回（6月）定例会

建設環境常任委員会

- 1 環境との共生について
- 2 環境保全について
- 3 みどりの保全・公園の整備について
- 4 廃棄物の減量・資源の循環について
- 5 住宅・住環境について
- 6 市街地整備について
- 7 土地利用について
- 8 道路について
- 9 健全な水環境の保全《河川・水路》について
- 10 上水道について
- 11 下水道について